

理容所・美容所

開設ガイド



事前相談から開設までの流れ	・・・	2ページ
構造設備基準	・・・	3ページ
開設届の記載例	・・・	4ページ
従業員名簿の記載例	・・・	5ページ
必要書類一覧	・・・	6ページ

横手市役所市民生活部生活環境課

◆ 事前相談から開設までの流れ ◆

※開店日については、余裕をもって開設届出をしてください。



理容所・美容所には、作業面積や消毒設備等の構造設備基準(3ページ)がありますので、工事を着工する前に、設計図面を持参の上ご相談ください。

開設日の10日前までに必要な書類(6ページ)を揃えて生活環境課窓口へ申請してください。併せて確認検査に訪問する日時を調整します。

生活環境課職員が施設完成の確認検査を行います。不適事項については改善後再検査を受けることになります。
※施設が完成していない場合や設備が整っていない場合には開設できません。

構造設備基準に適合していることを確認後、確認済証を交付します。

開業後、確認済証をお客様から見える位置へ掲示してください。

(参考) 検査日と開設日について

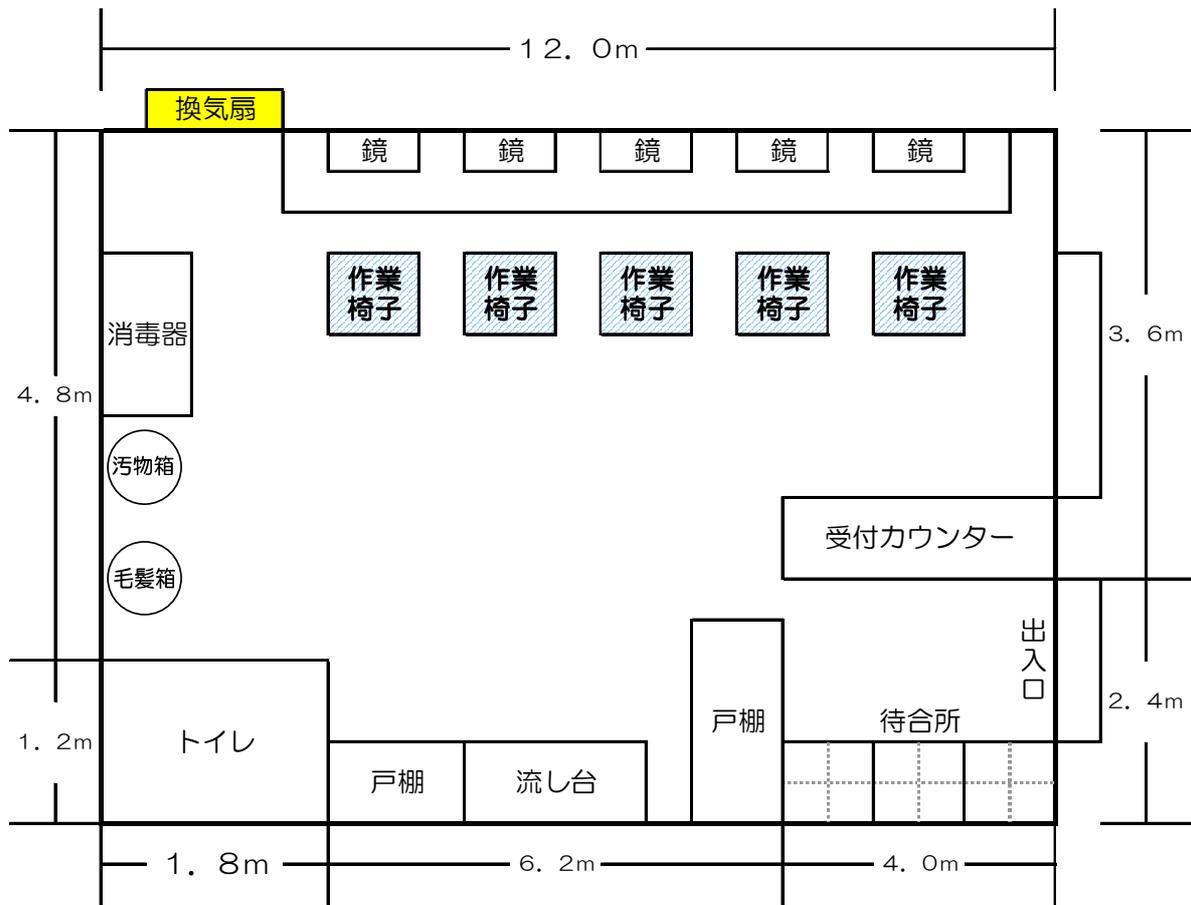
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

検査日 開設日
 ○ 15日(月) → 17日(水)

土 日 をはさむ場合
 □ 26日(金) → 30日(火)

祝 日 をはさむ場合
 ◇ 5日(金) → 10日(水)

◆ 構造設備基準 ◆



<施設の図面例>

項目	構造設備基準
①作業室面積	内寸により、6.48 m ² 以上とする。※待合所・消毒室等は含まない。
②作業椅子総数	面積 6.48 m ² 以上 1 脚、9.72 m ² 以上 2 脚、それ以上 1 脚につき 4.86 m ² 以上
③待合所	作業の邪魔にならない入り口に近い場所に設け、作業室には、作業中の客以外をみだりに出入りさせない。
④床・腰板	不浸透性材料(コンクリート・リノリウム・タイル・板・塩化ビニール等)を使用すること。
⑤採光・照明・換気	作業面で 100 ルクス以上とすること。 空気の入れ替えを行う換気設備を設けること。
⑥洗浄消毒場所	流水装置の洗場、消毒薬・計量器具、未消毒器具容器、器具消毒用容器、器具乾燥棚等を備えること。
⑦器具・布片	汚染を受けないよう、消毒済み器具とタオル類を保管する扉付きの棚・ふた付きの容器等をそれぞれ準備すること。 使用済み器具とタオル類をまとめておく容器をそれぞれ準備すること。
⑧その他	ふた付きの毛髪箱とふた付きの汚物箱をそれぞれ準備すること。

◆ 開設届の記載例 ◆

様式第2号 美容所開設届出書

届出年月日

25年9月17日

横手市長 様

開設者の住所・氏名
※ アパート・マンションの
場合は建物の名称・部屋
番号まで

開設者 住所 横手市増田町平屋宇大森1-1.
氏名 横手市子.

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

法人の場合は本社所在地・会社名称・代表者(定款)の写しで確認

美容所の開設について(届出)

次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により必要書類を添付
け出ます。

美容所	名称	Cut Yokote.			
	所在地	横手市 横手1-1 電話(0182-00-0000)			
構造及び設備の概要	面積	作業室 40 m ²	待合所 15 m ²	消毒所 6 m ²	
	天井の高さ	床面から 4 m	美容いす	6 台	
	主な美容器具	ドライヤー、美容ハサミ、くし、			
従業者	氏名	生年月日	登録番号	管理美容師 受講修了番号	摘要
美容師	横山市郎	昭和・平成 40.9.4.	登録年月日 (昭和・平成) 62.7.23 登録番号 1414555号	修了年月日 (昭和・平成) 10.10.10 登録番号 6666号	
	手島横也	昭和・平成 55.5.5	登録年月日 (昭和・平成) 17.8.10 登録番号 1841845号	修了年月日 (昭和・平成) 24.5.10 登録番号 7777号	
	市原美子	昭和・平成 62.7.23	登録年月日 (昭和・平成) 20.1.1 登録番号 1851859号	修了年月日 (昭和・平成) 登録番号	
その他の従業者	佐藤太郎	昭和・平成 2.3.31			
	佐木花子	昭和・平成 5.1.25			
		昭和・平成			
管理美容師	住所	横手市雄物川町大森1-1.		氏名	横山市郎
開設予定年月日	25年10月1日				

施設の名称・所在地・電話番号

従業員の資格免許有無
※任意様式の別添可

管理資格者の氏名・住所

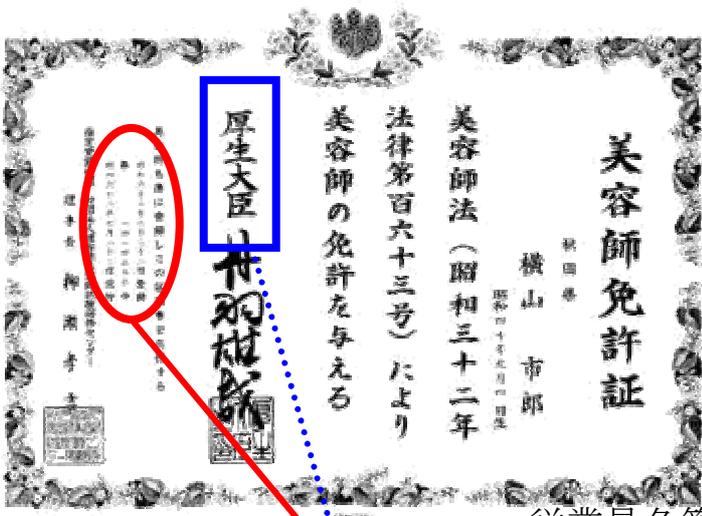
備考 摘要欄には、美容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合に、その旨を記入してください。

添付書類

- (1) 開設者が法人であるときは、定款の写し
- (2) 構造及び設備の概要を明らかにした平面図(関係部分)
- (3) 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患を診断する医師の診断書
- (4) 開設者が外国人のときは住民票
- (5) 美容師については免許証の写し、管理美容師については管理美容師受講修了証の写し

開設予定年月日
※2ページ参照

◆ 理容所・美容所従業員名簿の記載例(任意様式) ◆



★免許証の発行者について★

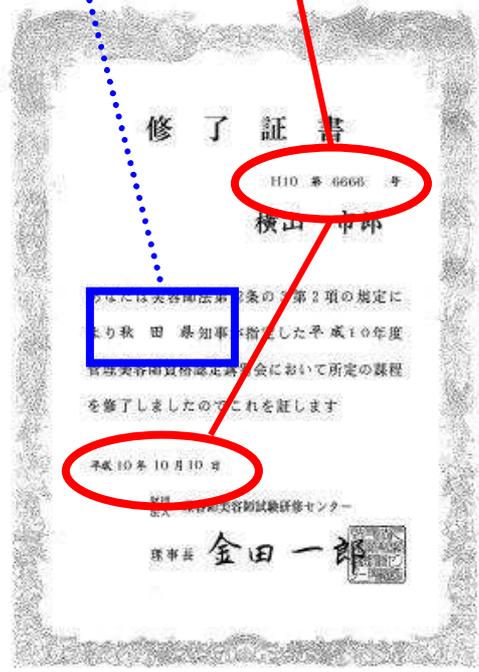
- ・ 厚生労働大臣の場合は「厚生労働大臣」と記載する。
- ・ 都道府県知事の場合は、該当する都道府県名を記載する。

平成 25 年 9 月 17 日

従業員名簿

施設名称 Cut yokote
電話番号 0182-00-0000

		理容師・美容師免許		管理理容師・美容師	
	氏名 生年月日	発行者	登録年月日	講習会 受講地	終了年月日
			登録番号		番号
1	横山 市郎 S40・9・4 生	厚生労働大臣 ()知事	S62・7・23 1414555	秋田	H10・10・10 6666
	手島 横也 S55・5・5 生	厚生労働大臣 (滋賀県)知事	H17・8・10 1841845		宮城
3	市原 美子 S62・7・23 生	厚生労働大臣 (神奈川県)知事	H20・1・1 1851859		
	佐藤 太郎 H2・3・31 生	厚生労働大臣 ()知事	. .		
5	佐々木 花子 H5・1・25 生	厚生労働大臣 ()知事	. .		



書類提出時には、記載事項と疾病の有無を確認するための書類添付が必要です。

- ・ 理容師/美容師の免許証の写し
- ・ 管理理容師・美容師講習会修了証書の写し
- ・ 医師の診断書(結核と伝染性皮膚疾患の有無が記載された**3ヶ月以内**のもの)

★ **開設届**(用紙は市役所生活環境課窓口または横手市ホームページ)

- ・ 開設者が法人の場合：定款の写しまたは寄付行為の写し
- ・ 開設者が外国人の場合：住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り)

★ **構造および設備の概要**

- ・ 付近見取り図
- ・ 施設平面図(寸法が確認できるもの)

★ **従業員名簿**

- ・ 医師の診断書(結核・伝染性皮肤病疾患の有無が記載された3ヶ月以内のもの)
- ・ 理容師/美容師の免許証の写し
- ・ 管理理容師/美容師講習会修了証書の写し※理容師/美容師が2名以上いる施設

★ **検査手数料**

- ・ 16,000円

メモ欄

問合せ先

横手市役所市民生活部生活環境課環境担当

〒013-0023

秋田県横手市中央町8番2号

電話：0182-35-2184(直通)

FAX：0182-33-7838

E-mail：kankyo@city.yokote.lg.jp